

利用には予約が必要です

吉井中央公園の野球場がオープン



市は、吉井中央公園の野球場を、4月1日(土)にオープンします。この野球場は、両翼100m、中堅122mで、180席の観覧席を備えています。野球チームの練習や試合の他、公式戦を開催することもできます。

問い合わせは、事前登録受付日を除く3月中はスポーツ課 (☎027-321-1296) へ、事前登録受付日と4月1日以降は吉井中央公園管理事務所 (☎027-386-4530) へ。

利用には予約が必要

オープンに先立ち利用者登録も受け付け

予約は、4月1日午前9時から、インターネットの「公共施設予約案内システム」で受け付けます。システムの利用者登録は、事前登録受付日か4月1日以降に、同管理事務所で行ってください。すでに他の施設でシステムの利用者登録が済んでいる人は、同管理事務所

所に電話してください。同システムについて詳しくは、市ホームページで確認できます。

オープン前の
事前登録受付日

吉井中央公園管理事務所は、下記の日程で事前に利用者登録を受け付けます。

- 事前登録受付日=3月19日(日)・25日(土)・26日(日)
- 時間=午前9時～午後5時



市ホームページ▶



女子バレーボールチームの日本一を決める大会

Vリーグ女子ファイナルステージを高崎アリーナで開催します

バレーボールの国内トップリーグ・Vリーグ。女子チームのナンバーワンを決めるディビジョンワンファイナルステージ「ファイナル4」の第1戦と第2戦が、4月8日(土)・9日(日)に高崎アリーナで開催されます。約6か月にわたるレギュラーラウンドを勝ち抜いた上位4チームが、決勝進出を懸けて激突。日本代表としても活躍するトップ選手たちが所属する各チームが、高崎の地で繰り広げる熱い試合をぜひご覧ください。

問い合わせは、高崎アリーナ (☎027-329-5447) へ。

高崎アリーナで特別優待チケットを販売

2階スタンド席の特別優待チケットを、3月27日(月)～31日(金)に高崎アリーナで販売します。対象は、市内に在住か在勤、在学の人で、購入は1人4枚までです。販売枚数に限りがあります。購入方法など詳しくは、高崎アリーナのホームページで確認してください。

- 時間 = 午前9時～午後5時
- チケット = 1,000円

チケットなど詳しくは
Vリーグ公式ホームページへ



▶試合日程 RR=V・レギュラーラウンド

試合日程	4月8日(土)	4月9日(日)
第1試合	12:05 RR優勝チーム vs. RR4位チーム	12:05 RR優勝チーム vs. RR2位チーム
第2試合	15:05 RR2位チーム vs. RR3位チーム	15:05 RR3位チーム vs. RR4位チーム

住宅が建っている土地は税額を減額



200㎡までの部分の課税標準額
固定資産税=評価額の1/6に
都市計画税=評価額の1/3に

200㎡を超える部分の課税標準額
(住宅の床面積の10倍まで)
固定資産税=評価額の1/3に
都市計画税=評価額の2/3に

併用住宅(一部が店舗などに利用されている住宅)は、減額の対象となる住宅用地の面積が異なる場合があります

固定資産税と都市計画税は、土地や家屋などの固定資産を評価し、その価格を基に算出されています。納税通知書が届いたら記載内容を確認し、納期限内に納めてください。

前年度に比べて税額が大幅に変わっている場合は、次の内容を確認してください。

住宅用地の特例と新築住宅の減額

土地に対する減額
住宅が建っている土地(住宅用地)には住宅用地の特例が適用され、税額が減額されています(上図)。住宅の取り壊しや、用途の変更をされると、住宅用地の特例が適用されなくなる場合があります。家屋の取り壊しや用途変更をした場合は、資産税課土地

納税通知書を4月6日(木)に発送します

令和5年度の固定資産税

固定資産税は、1月1日時点で土地・家屋・償却資産を所有している人が、市に納める税金です。4月6日に納税通知書を発送します。問い合わせは、資産税課土地家屋担当 (☎027・321・1220、1221) か各支所税務課へ。

家屋担当か各支所税務課に届け出てください。

新築住宅に対する減額と期間
居住部分の床面積などで一定の要件を満たす新築住宅は次の期間、固定資産税が2分の1に軽減されます。

- 一般住宅=3年間(長期優良住宅は5年間)
 - 3階建て以上の中高層耐火住宅=5年間(長期優良住宅は7年間)
- 減額期間が終了すると、固定資産税は本来の税額に戻ります。

都市計画税

都市計画税は、1月1日に市街化区域(吉井地域は条例に定める区域)に土地や家屋を所有している人に課税される税金です。

都市計画税(税率0.25%)と固定資産税(税率1.4%)は、納税通知書と一緒に記載されています。

令和5年度固定資産税の納期限

- 第1期=5月1日(月)
- 第2期=7月31日(月)
- 第3期=10月2日(月)
- 第4期=12月25日(月)

納期限内に納めてください

縦覧帳簿の縦覧と課税台帳の閲覧

いずれも、時間は午前8時30分～午後5時15分(土日曜日、祝日を除く)で、会場は市役所2階資産税課と各支所税務課です。持ってくる物は、運転免許証や健康保険証など本人確認のできる物、委任を受けた人は委任状、借借人は契約書(課税台帳の閲覧だけ)です。

問い合わせは、資産税課管理償却資産担当 (☎027-321-1222) へ。

縦覧帳簿の縦覧

- 期間 = 4月3日(月)～5月1日(月)
- 内容 = 市内の土地や家屋の評価額を記載した縦覧帳簿の縦覧

(所有者の住所や氏名などは記載されていません) ●対象 = 納税者か納税者の委任を受けた人

課税台帳の閲覧

- 期間 = 4月3日～来年3月29日(金)
- 内容 = 固定資産の価格や税額などを記載した課税台帳の閲覧
- 対象 = 固定資産の所有者か同一世帯の親族、納税管理人、借借人などと、これらの人から委任を受けた人
- 手数料 = 4月3日～5月1日は無料、それ以降は1件300円(5枚ごと)。借借人などは期間に関係なく有料